

監督署の窓

作業正規化と労働安全条件



「息子が作業中に指を落としてしまいました」
その女性は青白い顔で監督署の窓口に駆け込んできました。

被災労働者からは病状話を聞いたところ、女性の息子は知的障害者であり、事業場に設置されている木材加工用丸のこ盤を使用していたところ、丸のこ盤の刃に指が触れてしまつたため、右手指を切断し、病院に搬送されたとのことでした。

「また、会社に戻つて仕事をしたい」という言葉が強く印象に残りました。

その被災労働者である知的障害者は、精神又は身体の著しく労働能力の低い者に対する最低賃金の減額特例許可を受けていましたが、その許可業務は木材加工用丸のこ盤を使用する業務とは全く異なるものでした。

早速、事業場に調査に

赴いたところ、被災労働者が使用していた丸のこ盤は会社事務所より少し離れた建屋に設置されていましたが、丸のこ盤の刃に身体の接触防止のための覆いが取り付けられておらず、十分な点検整備も行われていませんでした。

調査を行つた結果、事業場では人手が足りないこともあり、丸のこ盤を使用する業務は許可を受けた業務に並行して恒常的に行われていたこと、丸のこ盤については他会社から購入したもので覆いなどの安全装置は当初から取り付けられていなかつたこと、最低賃金の減額特例の申請の際に特定の業務の記載のみで足りると思っていたことなどが判明し、労働安全衛生法違反（木材加工用丸のこ盤の刃の覆いの設置義務違反）で書類送検するとともに、被災労働者の行つていた業務は最低賃金の減額特例許可業務に該当しないとして、

親は「会社では最低賃金の減額特例の許可を受けた業務をしていると思つたのに、障害者に対する業務をしてこのよう危険な仕事をさせるなんて！」と涙ながらに申し立てました。

入社時にさかのぼつて最も低賃金との差額の支払いを勧告しました。また、災害が発生した木工機械については、改善が確認されるまで使用を停止するよう命じました。

また、被災労働者の母親は「会社では最低賃金の減額特例の許可を受けたのに、障害者に対する業務をしてこのよう危険な仕事をさせるなんて！」と涙ながらに申し立てました。

調査を行つた結果、事業場では人手が足りないこともあり、丸のこ盤を使用する業務は許可を受けた業務に並行して恒常的に行われていたこと、丸のこ盤については他会社から購入したもので覆いなどの安全装置は当初から取り付けられていなかつたこと、最低賃金の減額特例の申請の際に特定の業務の記載のみで足りると思っていたことなどが判明し、労働安全衛生法違反（木材加工用丸のこ盤の刃の覆いの設置義務違反）で書類送検するとともに、被災労働者の行つていた業務は最低賃金の減額特例許可業務に該当しないとして、

労働環境に問題があつても事業場で働いている障害者自身は声を上げることができないケースが多く、労働条件も含めて

十分な配慮がなされていないケースも散見されます。

障害者雇用に当たつては、多くの事業主の皆様にご協力をいただいているところですが、今一度、雇用している障害者の方々に行わせている作業の安全性や適正な労働条件についての再確認をお願いいたします。

目 次

平成28年愛知の死亡災害発生状況（速報）	2
行政の焦点	4
質問にお答えします	5
監督署の窓	6
名北の空の下—署長室から—	11
野原敏裕	11
弁護士に聴く（35）	13
宮澤俊夫	16
労務・安全衛生管理放浪記（10）	17
石田幹夫	17
社会保険労務士が答える企業の労務管理（17）	18
川喜田美香	18
こちら企業の労働110番です（75）	19
加藤正人	19
愛知紛争調整委員 続・残月録（71）	20
小栗利治	20
わたしのジ・ハード（170）	21
植田美津恵	21
近景遠景（40）	22
中澤 誠	22
名北セーフティ・アドバイス（121）	23
山 & 神	23
表紙II越後平野	
伊藤富雄	